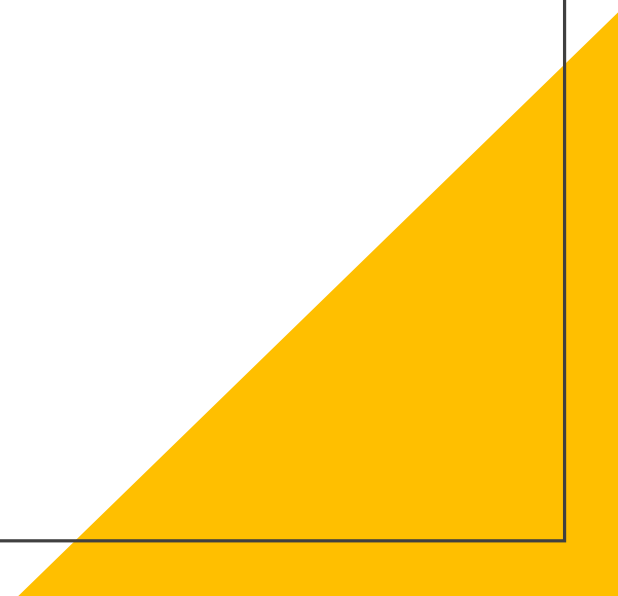


# 大津市内相談支援事業所向け 災害時BCP研修

大津市障害者自立支援協議会 作成



## 感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

### 1 感染症対策の強化(全サービス)

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

### 2 業務継続に向けた取組の強化(全サービス)

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

### 3 地域と連携した災害対応の強化(施設系、通所系、居住系サービス)

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる障害福祉サービス等事業者(施設系、通所系、居住系)において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

はじめに  
BCPとは？

# 災害発生時に、障害福祉サービス事業者 に求められる4つの役割

1つ目は、利用者の安全確保です。

- 障害福祉サービス利用者の中には、相対的に体力が弱い障害者もいるため、深刻な人的被害が出ることを考えられます。そこで、「利用者の安全を確保するための対策」が何よりも重要となります。

2つ目は、サービスの継続です。

- 自然災害が発生した場合にも、利用者やその家族に必要な不可欠である障害福祉サービスを中断することはできないと考え、サービスを提供し続けられるよう、事前の検討や準備を進めることが必要です。また、通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万が一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが重要です。

# 災害発生時に、障害福祉サービス事業者 に求められる4つの役割

3つ目は、職員の安全確保です。

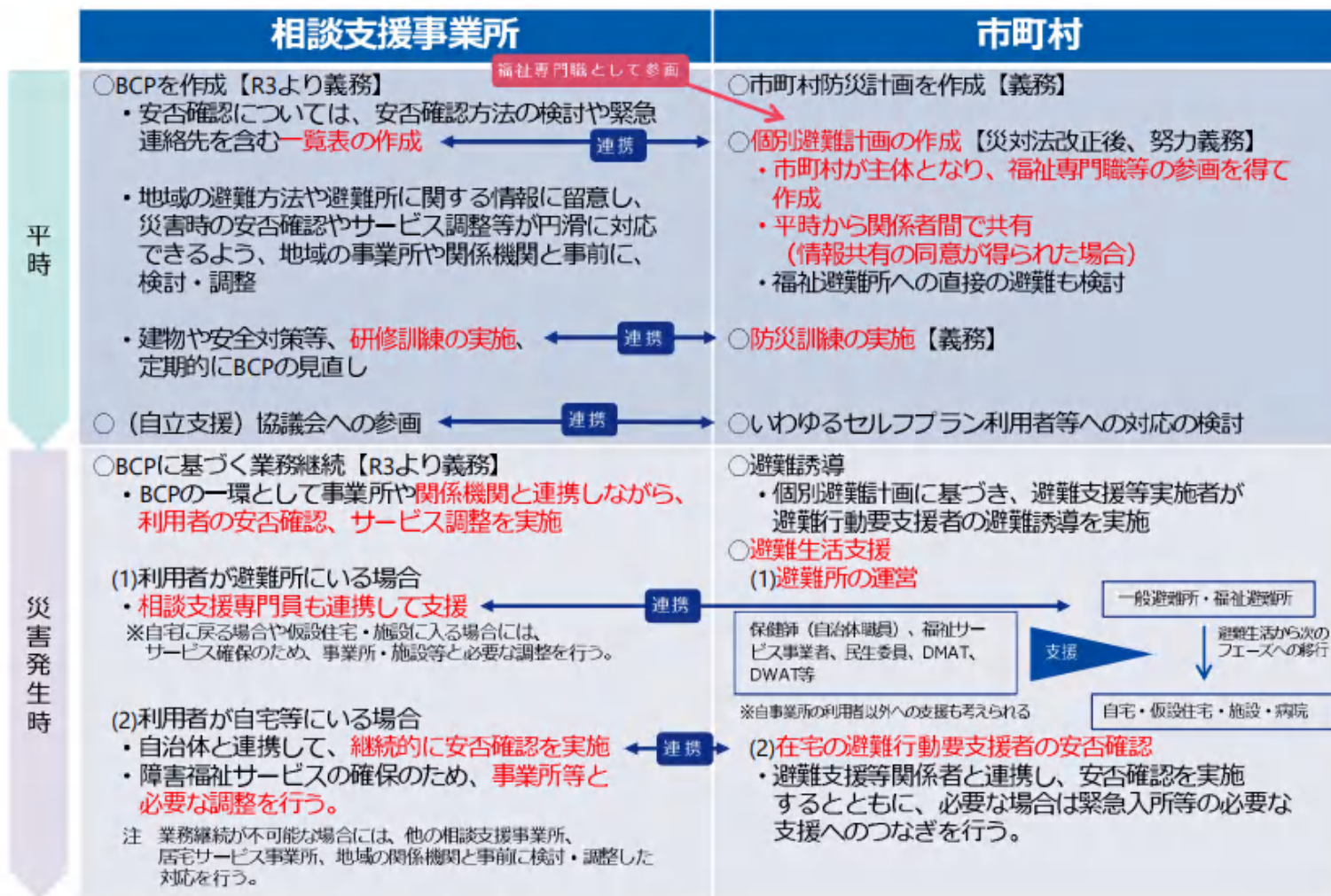
職員に多くの負担がかかることが予想されるため、職員の安全を確保し、身体的、精神的両面への支援を行う必要があります。

4つ目は、地域への貢献です。

施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。

# 自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート





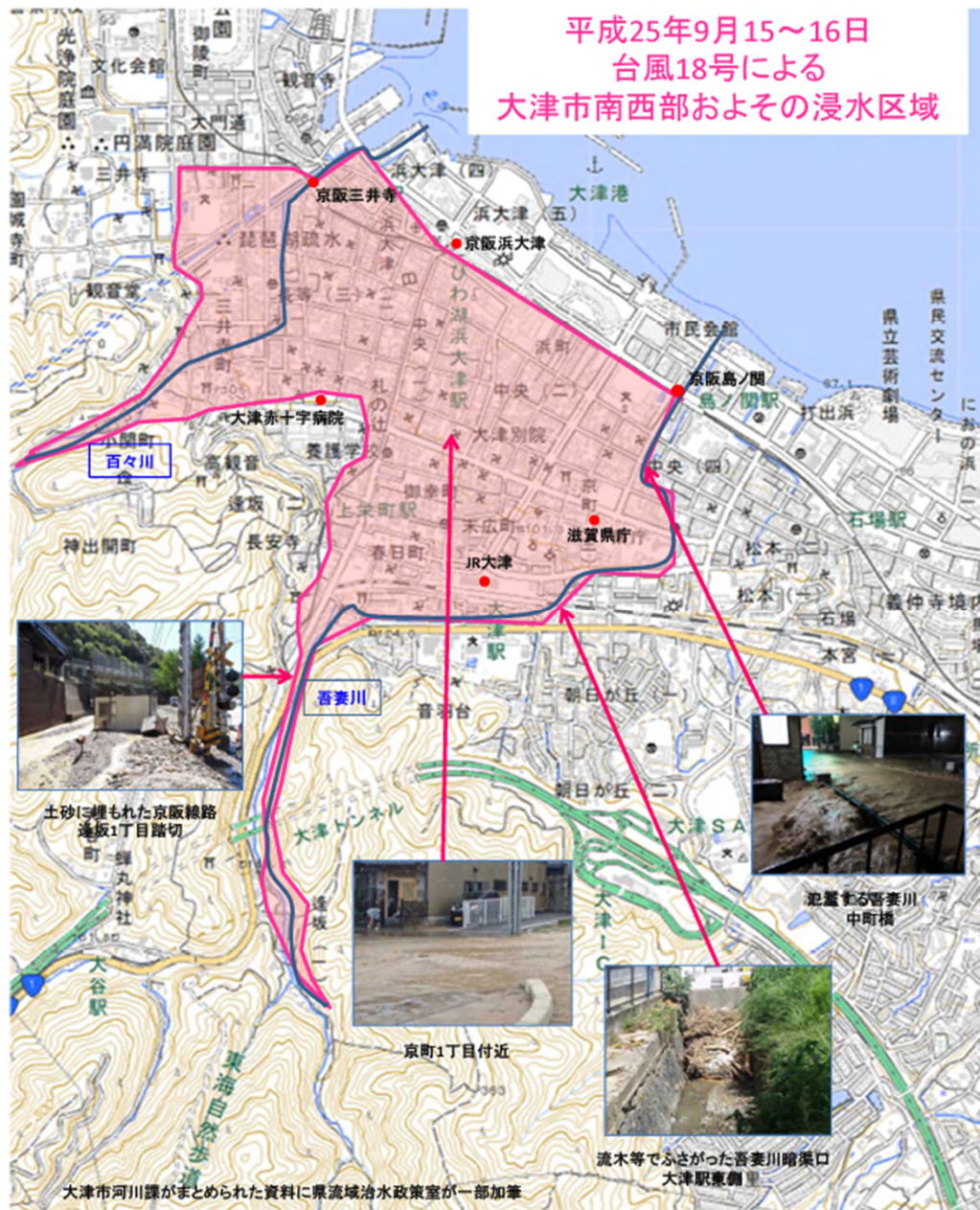
# BCPの運用管理

- BCPを策定をすると同時に、研修及び訓練の実施が義務付けられています。これは実施指導において実施しているか確認される内容です。各事業所で訓練及び研修を毎年計画を立てて実施します。
- 研修は年1回以上、訓練は施設は年2回以上、在宅サービスは年1回以上の実施が義務付けられています。
- 研修や訓練終了後は意見交換合いで改善点や見直すべきポイントを把握するようにしましょう。



# 風水害の場合の シミュレーション

平成25年9月15～16日  
台風18号による  
大津市南西部およその浸水区域



## 大津市石居地区水害履歴マップ その②

(平成29年10月12日 石居町自治会館で行った聞き取り調査と平成29年11月12日 石居町自治会館で行った災害調査記録(DIG)における参加者の発言に基づき作成)

### 平成25年台風18号(9月15日・16日)の被害状況

平成25年台風18号

【水害当日の状況】

- 9月15日13時～: 連続的に降雨が発生する。
- 9月15日23時前: 当時自治会長であったFさんに、石居1丁目のHさん(床下浸水被害)より、自宅が危険なため車を石居自治会館へ避難させたいという連絡があり、移動させた。同時に水防団の監視が警戒を行ったが、その時点では、まだHさん宅の前の右岸堤防上道路も歩くことができた。
- 9月16日2～3時頃: 石居3丁目の西の谷川(三箇張り)が溢れ、付近を歩くことはできなかった。
- 9月16日3時過ぎ: Fさんが自治防団に電話をし、Hさん宅前に土嚢を持ってきて積んでもらった。この頃にはすでに道路が30cm程度浸水していた。

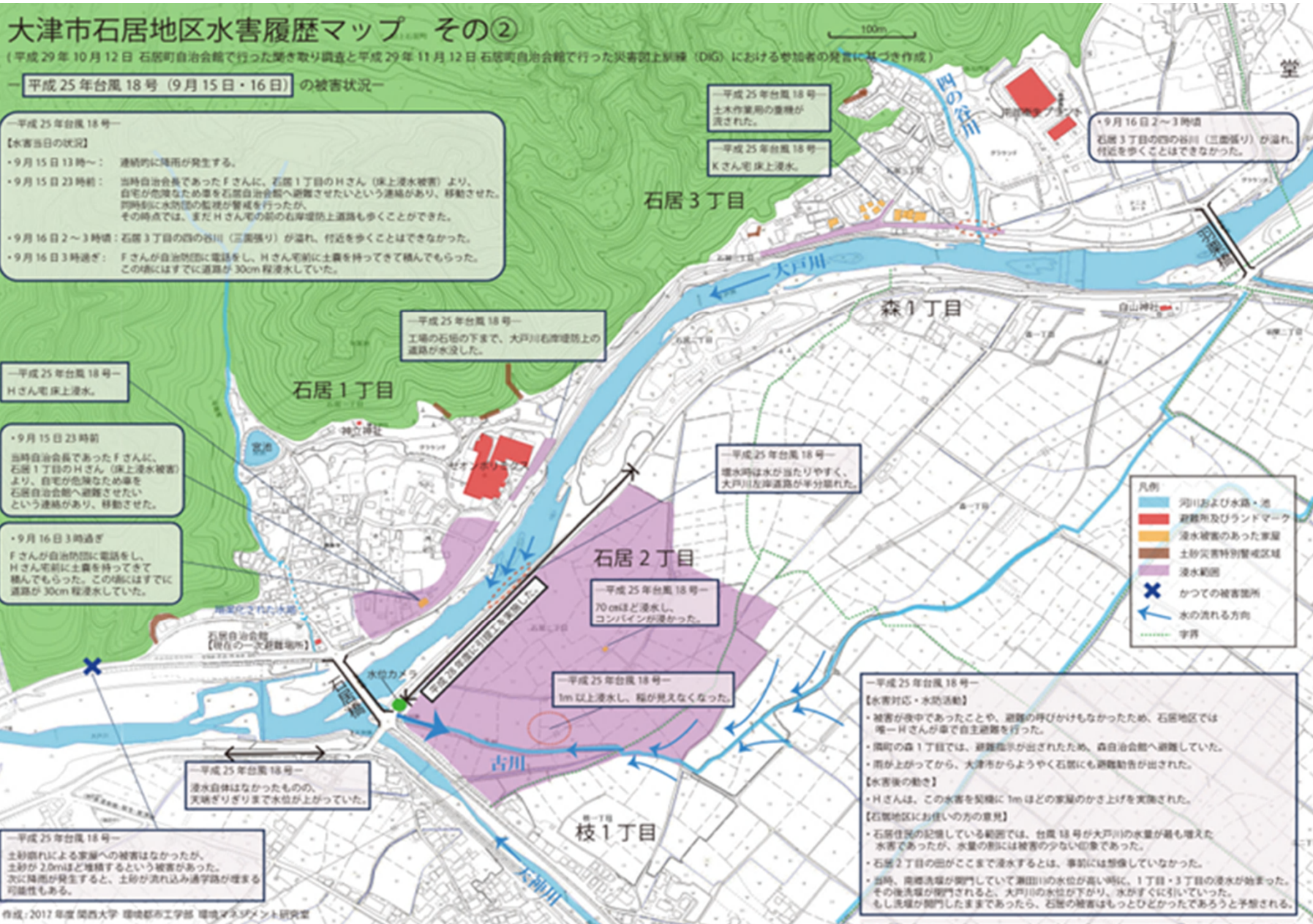
平成25年台風18号  
Hさん宅床下浸水。

9月15日23時前  
当時自治会長であったFさんに、石居1丁目のHさん(床下浸水被害)より、自宅が危険なため車を石居自治会館へ避難させたいという連絡があり、移動させた。

9月16日3時過ぎ  
Fさんが自治防団に電話をし、Hさん宅前に土嚢を持ってきて積んでもらった。この頃にはすでに道路が30cm程度浸水していた。

平成25年台風18号  
土砂崩れによる家屋への被害はなかったが、土砂が2.0mほど堆積するという被害があった。次に降雨が発生すると、土砂が流れ込み通学路が埋まる可能性もある。

作成: 2017年度 関西大学 環境都市工学部 環境マネジメント研究室



# こういう場合どうしますか？

大雨警報が出ていて、避難指示が出ています。川の近くに住んでいて、浸水リスクの高いところに住んでいる単身生活の利用者から相談支援事業所にどうしたらいいかと連絡が入りました。どう対応しますか？

# 「社会福祉法人リンク」理事長の 永田拓さんのコメント

- 『地域の小学校にすぐ避難しよう』って伝えたんですが『場所がわからな  
い』って話になっでしまい、すぐ警察とかいって連絡をとっ  
たんですが、『電話がとれない状況で、駆けつけられるかど  
うか、なかなか難しいかもしれない』と言われて・・・」 (永田さん)
- その後も、降り続く雨で、川の水位は急激に上昇。7月7日午前1時30分、  
避難指示が発令されます。
- 「何らかの形でご近所に住んでいる方とか近くにいる誰かが、彼女に声を  
かけてくれないかっていう期待はちょっとありました」 (永田さん)
- しかし、遥さん親子は、孤立したままでした。
- 「具体的にもし何かあったときに、どこへ逃げるとか、誰を頼るか  
とどうしていきたくないと思っただけで後悔していきたくないと思っ  
た一瞬間、支えを、支援」 (永田さん)

# 災害想定の把握

地震	最大震度（ ）の想定
火災	出火及び周辺からの延焼リスク
河川氾濫	浸水（ ）メートルのリスク
土砂災害	警戒区域・特別警戒区域
液状化	

## ■ 学区の概況



## &lt;町丁名&gt;

木の岡町、下阪本一丁目、下阪本二丁目（一部）、下阪本三丁目、下阪本四丁目、下阪本五丁目、下阪本六丁目、比叡辻一丁目、比叡辻二丁目

(注) 学区界や町丁名は、統計や編纂の都合により必ずしも通学区等とは一致しない場合がある。また、記載の町丁により、避難所等を割り当てるものではない。

## &lt;学区の特徴&gt;

下阪本学区は北国海道の一路にあたり、旧街道沿いには今も古い家並みがほぼそのまま残っている。また、古くは湖上交通の要所であり、延暦寺の門前町としても栄えてきた地域である。

10世紀末には三津浜(戸津、今津、志津)は延暦寺門前の船津として材木の受け入れ港となっており、織田信長は坂本の地を重視し、この地の湖岸に明智光秀に坂本城を築かせた。

現在の下阪本地域は西大津バイパスの整備等により様相が変わってきているが、田園と旧家の町並み、自然のままの湖岸を有する、落ちついた環境である。

## ■ 地形・地質の概要



(注) 図中の地形・地質については、防災アセスメント調査を行った時点のものである。  
出典 大津市防災アセスメント調査業務報告書 (H17.3)

## &lt;地形の特徴&gt;

- 下阪本学区の地形は大部分が低地からなり、北部には丘陵地がわずかに分布している。
- 大宮川や四ツ谷川は天井川化しており、天井川沿いの微高地が分布している。湖岸線はこれらの川の河口が琵琶湖に突きだし、美しい景観を作り出している。
- 下阪本学区や坂本学区より石山学区にかけて、扇状地が山に沿って帯状に連続的に分布している。これは40年前頃から地殻変動の活発化に伴って、比良、比叡の両山地が上昇し、多量の砂礫が供給されたことや、流域面積の小さい河川が多数分布することなどに起因する。
- 河川は多量の土砂を河床に堆積するため、低地を流れる河川は天井川化している。

## &lt;地質の特徴&gt;

- 北部の丘陵地は堅田丘陵の南端部である。堅田丘陵は古琵琶湖層群堅田累層からなる。堅田累層は約100万年前以降に形成された淡水成の地層で、大昔の琵琶湖の堆積物である。

## &lt;活断層の特徴&gt;

- 北部では、堅田断層の南端部が通過している。堅田断層は、木戸学区の南船路から比叡辻までのびる、長さ約13kmの活断層で、断層を挟んで相対的に西側が隆起する、縦ずれ断層である。



## ■ 災害関連規制状況

災害関連規制	件数(箇所)、面積	出典
急傾斜地崩壊危険箇所 <sup>(注1)</sup>	4箇所	1
土石流危険渓流 <sup>(注1)</sup>	0箇所	1
土砂災害特別警戒区域 <sup>(注1)(注2)</sup>	3箇所	2
土砂災害警戒区域 <sup>(注1)(注2)</sup>	7箇所	2
山地災害危険渓流(山腹) <sup>(注1)</sup>	0箇所	3
山地災害危険渓流(深流) <sup>(注1)</sup>	0箇所	3
雪崩危険箇所 <sup>(注1)</sup>	0箇所	4
地すべり防止区域 <sup>(注1)</sup>	1箇所	5
地すべり危険箇所 <sup>(注1)</sup>	0箇所	1
浸水想定区域 <sup>(注3)</sup> (0.0m~0.5m)	326,131㎡	6
(0.5m~1.0m)	200,934㎡	6
(1.0m~2.0m)	149,887㎡	6
(2.0m~)	90,857㎡	6
特に重要な水防区域 <sup>(注1)</sup>	1箇所	7
重要水防区域 <sup>(注1)</sup>	2箇所	7
防災重点農業用ため池 <sup>(注1)</sup>	0箇所	8

(注1) 危険箇所、区域等の件数は他学区にわたって分布するものも含む。

(注2) 複数の区域をまとめて1つの警戒区域として公示されている場合があるが、ここではまとめられた複数の区域を単独の区域として計上したため、公示された区域数と異なる。

(注3) 浸水想定区域は、琵琶湖の水位がB.S.L.+2.6mまで上昇した場合を想定しており、雨の降り方や水位の状況により浸水深は想定と違う場合がある。

出典 1: 滋賀県砂防課 (R3.7.16) 2: 滋賀県砂防課 (R3.2)

3: 滋賀県森林保全課 (R3.11) 4: 滋賀県砂防課 (H24.12) 5: 農林振興課、砂防課 (H24.12)

6: 淀川水系 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(瀬田川上流:H31.3.19、瀬田川下流:H29.3.21、琵琶湖:

H31.3.19、草津川:R1.10.1、大戸川:H31.3.19)

7: 琵琶湖河川事務所 (R2.6) 8: 大津市産業観光部 (R3.12)

## &lt;防災上の特性&gt;

- 学区の北部には急傾斜地崩壊危険箇所が点在し、西部の一部は地すべり防止区域の影響範囲に指定されている。
- 大宮川など河川流域は水防箇所に指定されており、内水氾濫にも注意が必要である。したがって豪雨などの場合には、これらの地域に警戒が必要である。
- 琵琶湖岸では琵琶湖の水位上昇による浸水想定区域があるため注意が必要である。
- 学区北部を堅田断層が南北に通し、南西端には比叡断層が通る。地震発生について、堅田断層や比叡断層が直接活動した場合は断層の周辺部に大きな地表変位が生じる可能性があるが、直接活動しない場合においても、地震動(地震の揺れ)によって、断層通過部付近では、揺れが増幅して周辺より被害が大きくなる可能性がある(このような現象は兵庫県南部地震時にも見られている)。湖岸域では液状化発生の危険性がある。

## ■ 防災関連施設情報

## &lt;指定緊急避難場所・指定避難所&gt;

種類	名称	対象とする災害の種類				所在地
		土砂	洪水	地震	火災	
指定緊急避難場所	下阪本小学校グラウンド	○	○	○		下阪本四丁目 10-1
	日吉中学校グラウンド	○	○	○		下阪本六丁目 38-26
	下阪本幼稚園グラウンド	○	○	○		下阪本四丁目 15-12
	新唐崎公園	○		○		下阪本六丁目 2
	下阪本市民運動広場	○	○	○		比叡辻二丁目 14
指定緊急避難場所兼指定避難所	下阪本市民センター	○	○	○		下阪本三丁目 14-30
	下阪本小学校体育館	○	○	○		下阪本四丁目 10-1
	日吉中学校体育館	○	○	○		下阪本六丁目 38-26
	下阪本幼稚園	○	○	○		下阪本四丁目 15-12
指定避難所	日吉中学校格技場(西)			—		下阪本六丁目 38-26
	日吉中学校武道場(東)			—		下阪本六丁目 38-26

(注) 指定緊急避難場所: 災害の危険から逃れるための施設又は場所。災害種別ごとに指定。

指定避難所: 避難された方等に一定期間滞在してもらうための施設。

※(福)印は、福祉避難所を示しており、要配慮者の状況により開設します。

## &lt;市関連機関&gt;

名称	所在地	電話番号
大津市役所	御陵町 3-1	523-1234, 528-2616
下阪本市民センター	下阪本三丁目 14-30	578-0017

## &lt;警察 110&gt;

名称	所在地	電話番号
滋賀県警察本部	打出浜 1-10	522-1231
大津警察署	打出浜 12-7	522-1234

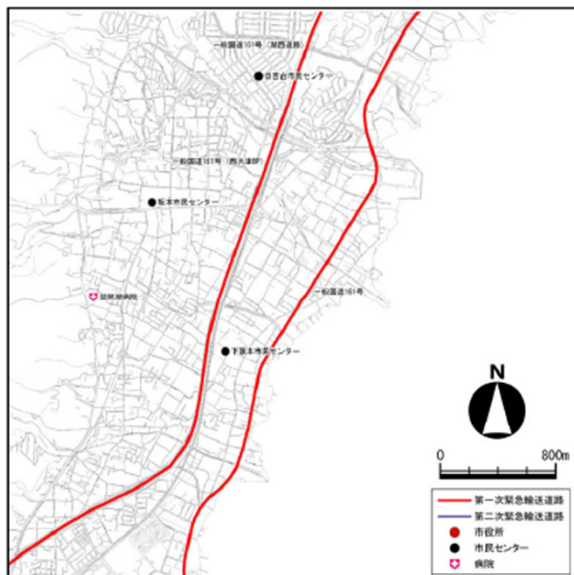
## &lt;消防 119&gt;

名称	所在地	電話番号
大津市消防局	御陵町 3-1	522-0119
中消防署	御陵町 3-1	525-0119
西分署	坂本三丁目 27-33	579-0119
下阪本分団	下阪本三丁目 14-30	578-5585





<緊急輸送道路>



(注) 緊急輸送道路とは、大規模災害時に応急対策活動の根幹である「人命の確保」「被害の拡大防止」「物資等を確保」を迅速・確実に図るため、緊急指定する輸送用道路のことであり、公安委員会が認める車両のみが通行可能となる。

<医療施設>

種別	名称	所在地	電話番号
救急告示	基幹災害医療センター	大津赤十字病院	長等一丁目 1-35 522-4131
	地域災害医療センター	大津市民病院	本宮二丁目 9-9 522-4607
	病院	大津赤十字志賀病院	和邇中 298 594-8777
		琵琶湖大橋病院	真野五丁目 1-29 573-4321
		滋賀病院	富士見台 16-1 537-3101
	滋賀医科大学附属病院	瀬田月輪町 548-2111	

■ 地震災害危険度予測

<地震被害想定結果>

● 琵琶湖西岸断層帯地震

被害想定ケース	建物棟数	人口	建物被害			人的被害								
			全壊棟数	半壊棟数	被害棟数	死者数			負傷者数			重症者数		
						早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻
ケース1	2,823	8,826	1,172	646	1,495	39	27	24	88	59	54	4	3	3
ケース2	2,823	8,826	1,251	644	1,573	46	31	28	91	61	55	5	3	3
ケース3	2,823	8,826	868	684	1,210	23	16	14	115	77	70	6	4	4

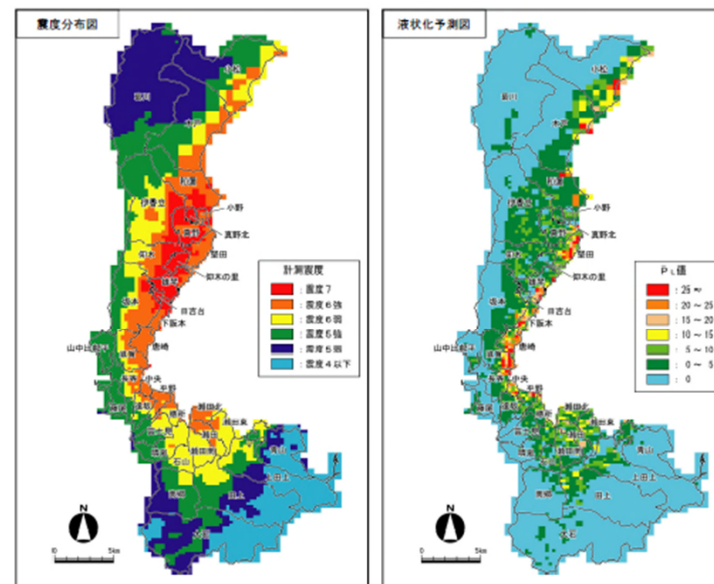
被害想定ケース	地震火災			生活支援避難者数
	炎上出火件数	早期	夕刻	
ケース1	1	2	3	1,639
ケース2	1	3	4	1,714
ケース3	1	1	2	1,404

(注) 表中の建物棟数及び人口は、地震災害危険度予測を行った時点の数字である。

出典 大津市防災アセスメント調査業務報告書 (H17.3)

<震度分布及び液状化予測図>

● 琵琶湖西岸断層帯地震 (ケース2)



出典 大津市防災アセスメント調査業務報告書 (H17.3)

P < 10 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生  
P >= 20 激しい液状化

志賀町地震防災アセスメント基礎情報調査業務報告書 (H18.1)



# 実践報告

- 水害などの場合は、雨が降り出してから、実際に被害が発生するまで、ある程度の時間的余裕があることが通常です。平成16年の新潟県豪雨水害の際には、多くの介護支援専門員が、通常とは違う激しい雨の降り方に早い段階から着目し、利用者宅へ電話を入れ、同居世帯については「家族とともに避難所への早めの避難」を促したり、高齢者のみ世帯については「地域の資源（民生委員、自治会長など）に避難支援をお願い」する連絡を行っていました。また、利用者宅へ訪問していた介護サービスの担い手（ホームヘルパーなど）に連絡をとって、避難所への誘導を手配することも行われました。このような介護支援専門員の努力によって多くの要援護者が難を逃れました。

一般社団法人日本介護支援専門員協会「【改訂版】災害対応マニュアル」より

# 避難のタイミングについて

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p>	<p>きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b>※1</p>	<p>これまでの避難情報等</p> <p><b>災害発生情報</b> (発生を確認したときに発令)</p>
<p>~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~</p>			
4	 <p>災害の おそれ高い</p>	<p>ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>•避難指示(緊急) •避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p>	<p>こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p><b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b></p>
2	 <p>気象状況悪化</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

# 避難場所と避難所の確認

- 「避難場所（指定緊急避難場所）」とは、大規模な地震や火災等の災害発生により住家が倒壊及びその恐れがある場合、また火災の発生や延焼の恐れがある場合に、住民が一時的に身の安全を確保するために避難する場所です。大津市では学校園のグラウンドや公園などを中心に指定しています。
- 対して「避難所（指定避難所）」とは、災害によって帰宅困難になった住民が一時的に暮らす場所を表現した言葉です。避難所には人が生活するだけの設備が必要ですので、学校や公民館などが指定されます。

# 避難行動要支援者避難支援のイメージ

## 市で名簿を作成



法改正により、名簿の作成が義務付けられています。

1～6の要件に該当される方が名簿に登録されます。

避難行動要支援者



名簿情報の提供について  
同意確認

同意あり

《平常時》

○市から避難支援等関係者への提供  
○日頃からの見守り

同意なし

《災害時》

名簿を活用した避難行動の支援や安否確認、救助など



法により市町村に作成が義務付けられている避難行動要支援者は、災害発生時または発生のおそれがある場合に生命を守ることを最優先とし、同意の有無にかかわらず特に必要な場合に必要な限度で、避難支援等関係者に情報提供をします。

対 象 者		
ア	要介護認定者	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
イ	身体障害者	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
ウ	知的障害者	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者
エ	難病患者	小児慢性特定疾病及び特定医療費(指定難病)受給者のうち、寝たきりの者及び「人工呼吸器」「吸引器」「酸素濃縮器」を利用している者
オ	大津市民生委員児童委員協議会が作成するネットワーク台帳に登載された者のうち必要であると認める者	次の各号に掲げるもののうち、身体上又は精神上的の不安があり支援が必要としてネットワーク台帳に登載された者 ①70歳以上のひとり暮らしの者 ②いずれも75歳以上の者で構成される世帯の者 ③後期高齢者(75歳以上)の者を含む世帯 ④障害者手帳又は療育手帳を保持している者
カ	前各号に準じる状態にある者	実態を踏まえながら市長が避難支援をする必要があると認める場合は、対象とすることができる。

大津市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

## 個別避難計画の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- これまで取組指針<sup>(※)</sup>で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】 計画の作成が完了している市町村：約8% 一部の計画の作成が完了している市町村：約59% 未作成：約33%  
令和4年1月1日現在

**対象者** ○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

**作成** ○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成  
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成  
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成  
※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

**記載内容** (氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

### 個別避難計画情報の避難支援等関係者<sup>(※)</sup>などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供  
注) 個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等<sup>(※)</sup>の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない  
(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と  
②支援をする避難支援等実施者



### 取扱注意

## 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)

- この個別計画は、支援者及び自主防災会、自治会、民生委員児童委員等の避難支援等関係者と共有します。
- この個別計画に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、日頃の見守りなどの支援活動以外の用途に使用することはできません。
- この計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保障するものではなく、また避難支援者等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

令和1年7月20日

学 区	〇〇		自治会	◇◇町	
フリガナ	オオ タロウ		性	男	
氏 名	大津 太郎		生年月日	大正5年7月15日 生	
			(年齢)	(104歳)	
住 所	〒 899-2103 〇〇市◇◇町20番地23号47 (2行出力)		自宅電話(FAX)	000-0000-0001	
			携帯電話	090-0000-0001	
代理記載及び申請の場合	氏 名	大津 美智子		登録者との関係	妻
緊急時の家族等の連絡先	氏名	大津 美智子		続柄	妻
	住所	〒 899-2103 〇〇市◇◇町20番地23号47 (3行出力)		自宅電話	000-0000-0001
				携帯電話	090-0000-0003
	氏名	相※ ※※		続柄	隣人
	住所	〒 899-2102 〇〇市〇〇町4514番地1 (3行出力)		自宅電話	000-0000-0001
				携帯電話	090-0000-0001
同居状況等	同居家族	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		住居の種類 (一戸建てorアパート・マンション)や階段 別紙のとおり いる部屋(寝室orリビングor離れの家など)	
	<input type="checkbox"/> 同居家族はいるが、日中独居である		緊急通報システム	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
かかりつけ医	医療機関名	医師会※※神経外科		TEL	111-111-1111
	医療機関名	※※ひふ科クリニック		TEL	111-111-1112
特記事項					
対象者区分	要支援者(同意有)	生命にかかわる医療機器		在宅酸素、吸引器、人工呼吸器	
	高齢者	介護認定	身体障害者手帳	療育手帳	その他
	高齢者のみ世帯	要介護3	視覚、聴覚平衡、音声言語そしゃく、下肢(足)	1級	A1 精神障害1級、難病患者等
	留意事項				

<裏面へ続く>

避難支援者 (避難誘導、安否確認等)	第1	氏名	有※ ※※	自宅電話	000-0000-0001	携帯電話	090-0000-0001
		住所	〒 899-2101 〇〇市※※町78番地23号4				
	第2	氏名	相※ ※※	自宅電話	000-0000-0001	携帯電話	090-0000-0001
		住所	〒 899-2101 〇〇市※※町78番地23号4				
	第3	氏名	相※ ※※	自宅電話	000-0000-0001	携帯電話	090-0000-0001
		住所	〒 899-2101 〇〇市※※町78番地23号4				
	民生委員	民生 太郎		自宅電話	000-0000-0001	携帯電話	090-0000-0001
	治療中の病気	認知症 (2行出力)					
	治療内容	ディサービスでリハビリを受けている (2行出力)					
介護・福祉サービスの利用状況	<input type="checkbox"/> ホームヘルプ <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 紙おむつ券 <input type="checkbox"/> ディサービス <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> ストマ用具 <input type="checkbox"/> 後見人または権利擁護 <input type="checkbox"/> その他( ) (2行出力)						
介護・福祉サービスの主な事業所	(20文字出力)						
アレルギー	〇〇 (2行出力)						
補装具、医療や介護に必要な器具	器 具 名	車いす					
	メーカー名	株式会社※※					
	取扱店連絡先	大津店(0000-0000-0000)					
情報伝達方法	認知症の為、妻に連絡 (2行出力)						
避難所①	〇〇福祉施設		避難所②	〇〇体育館			
避難手段	車椅子にて移動						
避難した場合、特に注意すべき事	大きな声で誘導すると驚き、混乱する可能性がある。						
計画作成者	団体名			氏名(電話)	作成者太郎(090-0000-0001)		

上記記載内容に誤りがないことを確認し、個別計画の意義を理解するとともに、避難支援等関係者及び大津市に提供することを了承します。

年 月 日 本人署名 \_\_\_\_\_

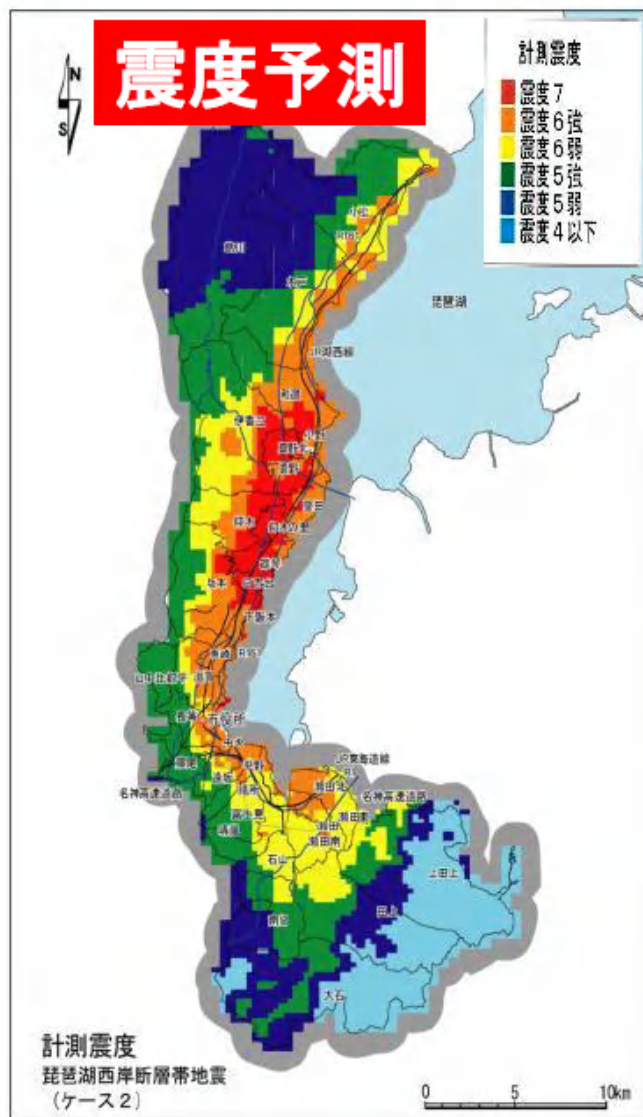
代理人署名 \_\_\_\_\_



# 利用者に対する減災支援

- 利用者が暮らす地域の防災状況の確認
- 避難場所等の情報の共有
- 利用者が被災した際に想定される一時避難所、避難経路、避難方法などを利用者本人・家族等とも話し合い、その旨を家の電話のそば等に貼っておく
- 医療依存度の高い利用者や重度の要介護状態の人の避難方法及び福祉避難所となり得る場所について確認し、本人家族、サービス事業者等と共有しておく
- 災害時も視野に入れたアセスメントやプランの作成
- 緊急連絡先、電話番号、想定される避難場所の記載
- 利用者の安否確認の優先順位をつけた一覧表の作成
- 個別避難計画の策定に協力する

# 地震の場合



学区	地震度	学区	地震度
小松	6強 ~ 5弱	藤尾	5強 ~ 5弱
木戸		長等	6強 ~ 6弱
和邇	7 ~ 5強	逢坂	6強 ~ 5強
小野	7 ~ 6強	中央	6強
葛川	5強 ~ 5弱	平野	6強 ~ 6弱
伊香立	7 ~ 5強	膳所	6強 ~ 6弱
真野	7 ~ 6強	晴嵐	
真野北		富士見	6強 ~ 5強
堅田		石山	6強 ~ 5強
仰木		南郷	6弱 ~ 4
仰木の里		大石	
雄琴	7 ~ 6強	田上	6弱 ~ 5強
日吉台		上田上	6弱 ~ 5弱
坂本	6強 ~ 5強	瀬田	6強 ~ 6弱
下阪本	7 ~ 6強	瀬田南	
唐崎	6強	瀬田北	
滋賀	6強 ~ 5強	瀬田東	
山中比叡平	5強 ~ 5弱		

シーン1 2023年2月10日15:56 琵琶湖西岸断層を震源に  
大津市湖西側で震度7の地震が発生。

相談員Aは利用者宅をモニタリングで訪問していた。相談員Bと事務員Cは事業所で業務をしていた。相談員Dは利用者の同行支援をしていて、精神科病院のクリニック内に単身生活の利用者と一緒にいた。相談員Eは車に乗って事業所モニタリングに向かう途中で湖西道路の仰木付近にいた。

- ①災害発生瞬間時どうする。
- ②揺れが収まった後どうする。

# 各事業での初動対応

活動区分	事務所内	訪問中	訪問移動中
安全確保	その場での利用者と自身の安全確保		
緊急避難	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる
緊急連絡と安否確認	当日または翌日に支援が入っている方への連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡

## シーン 2 地震発生から数時間経過。

- 事業所自体は倒壊はまぬかれていたが、ガラスが割れて物が散乱している状況であった。ライフラインは使えない状況で、住宅街で火災が発生。主要な道路は寸断、電車も動かず、携帯電話もつながりにくい状態であった。各相談員はどういう動きを取りますか

シーン1別バージョン 2023年2月10日6:56 琵琶湖  
西岸断層を震源に大津市湖西側で震度7の地震が発生。

- その日の出勤や業務をどうしますか？

# 職員の参集・行動基準

	就業中		就業時間外
	事業所内	事業所外	
初動対応と 二次災害防止	自らと職員等の安全確保。 二次被害に備える。	自らと利用者等の安全確保。 乗車中は車を安全な場所へ移動、 ラジオから情報を得る。 2次被害に備える。	自らと家族等の安全確保。 自宅の安全を確保し、事務所 の被災状況を把握。2次被害 に備える。
安否確認と建物被害の把握と 報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の職員間の取り決めによる連絡ツールを使用して、自らの安否情報を連絡する。</li> <li>・周辺の被災状況を把握、避難等も含め連絡ツールで報告する。</li> <li>・情報を収集し、統括責任者は速やかに対策本部等へ報告し、安否確認ができない職員に対しては、引き続き確認を継続し、その旨も報告する。</li> <li>・けが人や建物被害等がある場合は、行政機関や所属団体へ報告する。</li> </ul>		
自宅待機と職場復帰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続困難な場合等、事業所の了解を得て、業務の中止・自宅待機の判断を行う。また、事業所と連絡が取れない場合は、自らの判断で帰宅することができる。</li> <li>・自宅が被災した場合など、設置された避難所へ避難し、その旨も報告する。</li> <li>・職場復帰が可能となった場合は、速やかに職場復帰すべく努力する。</li> </ul>		



## シーン 3 地震発生時から一夜明ける。

- 2月11日8：20に最大震度5強の最大余震が発生。停電も続いており、水道やガスも止まっている。携帯電話もつながりにくい状況である。また、公共交通機関もストップ。湖西道路は通行止め、主要な道路も渋滞が発生している状況であった。周辺地域では倒壊している建物もあり、救命活動が続いている状況で、避難所も開設されており、住民が集まっていた。

## シーン3 地震発生時から一夜明ける。

\* 動ける相談支援専門員は何を優先して、どう対応しますか？

\* 利用者の安否確認はどのような優先順位でどのような方法で行いますか？

\* 自分の事業所の職員が誰も対応できない時どうしますか？

# 重要業務の継続

職員数	出勤30% (発災当日)	出勤50%	出勤70%	出勤90%
業務 基準	通常業務は行わない 優先順位の高い者から 安否確認を行う。 必要に応じて緊急対応・ 災害時対応を実施する。	通常業務の一部休止 優先順位の高い者から 安否確認を行う。 必要に応じて緊急対応・ 災害時対応を実施する。	通常業務に近づける 優先順位の高い者から 安否確認を行う。 必要に応じて緊急対応・ 災害時対応を実施する。	ほぼ通常業務どおり 優先順位の高い者から 安否確認を行う。 必要に応じて緊急対応・ 災害時対応を実施する。
通常相談	休止	相談内容に応じて 実施	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり

# 震災発生後の対応に関して

## ①発災状況の確認

- ・ 自分， 家族の安否の確認をする。
- ・ 組織の被災状況を確認する。
- ・ まわりの状況を確認する。

## ②利用者の安否確認

- ・ 生存の確認
- ・ 身体の状態の確認
- ・ 生活環境の確認

## ③安否確認後の避難の必要性和判断

- ・ 今いる場所で以前の生活が続けられるのかの判断
- ・ 緊急対応の必要性の確認

## ④行政への報告

# 職員及び利用者の状況確認

- 平時に策定したエクセルの職員台帳及び利用者台帳とセットになっている状況確認票を用いて確認を行います。

職員台帳・職員状況確認票

平時に作成	災害時に確認						
氏名	本人の安否確認	自宅の状況	備考	家族の安否	備考	出勤可否	確認日付
琵琶湖こあゆ	負傷	半壊	避難所で生活	負傷者あり		不可能	2024/4/1

利用者台帳・利用者状況確認票

平時に作成	災害時に確認					
利用者氏名	本人の安否確認	家族の安否確認	自宅の状況	現在の状況	備考	確認日付
大津すみれ	無事	負傷者あり	問題なし	自宅で生活		2025年4月1日
大津さくら	負傷	負傷者あり	半壊	親類宅等に避難		2025年4月2日

# 利用者の状況確認

- (ア) 生存の確認
- (イ) 身体の状況の確認
- (ウ) 生活環境の確認
- (エ) 今いる場所で生活の継続ができるか確認
- (オ) サービス等利用計画（サービス）の継続及び変更の必要性の確認
- (カ) 緊急対応の必要性の確認（在宅・一般避難所・福祉避難所・病院に連れていくのか）
- (キ) 必要に応じて緊急入院・入院先の選定

一般社団法人日本介護支援専門員協会「【改訂版】災害対応マニュアル」より

# 利用者の状況確認の優先順位

- 各事業ごとに利用者の状況確認の優先順位を設定します。

利用者の状況確認シートを用いて確認を行う。

放課後等デイ	成人通所	ホーム	ヘルプ	相談
学校と連携して状況確認を行い、必要に応じて関係機関に連絡	通所施設を利用している方の安否確認を行い、必要に応じて関係機関に連絡	ホーム利用者の安否を関係機関に連絡	ヘルプしか利用していない方の状況確認を優先。必要に応じて関係機関に連絡	避難行動要支援者に該当して、通所等を利用されていない方、在宅で単身生活の方を優先

# 災害時に備え連携する関係機関

- 施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておきましょう。

## 【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

## 【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容

## 【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容



# 災害時における戸別訪問の重要性

- 要援護者の安否確認
- 全壊や半壊、応急家屋調査赤紙のご自宅で暮らしている方を発見し、保護する。
- 障害のある方に対し、災害関連死など、二次被害や社会的な孤立を予防する。
- 災害により大きく変容した日常生活を1日も早く平時に近い状態へ戻すには、さまざまな準備が必要となる。生活再建へ向け当事者だけで進めていくことが困難な方を早期に把握する。
- 避難所での生活中や避難所が閉鎖後の、長期的継続的な支援のための関係性作り。（避難所に入れなかった人との理由の共有や生きがいの把握）

# 災害時における情報のやり取り

- 被害の状況や必要な支援について、行政や関係機関とあらかじめ決めておいた情報伝達手段により連絡をとる。連絡を取るにあたり、ルールの策定をどうするか検討が必要。

# 災害後の自宅訪問

## (1) 優先順位付け

- ・利用者の被災状況や支援の必要から検討して、訪問すべき優先度の高い利用者から訪問する。また、交通手段が確保でき、訪問可能かを判断して調整する。

## (2) 訪問時の持参品

- ・身分証を携帯すると共に、移動中や訪問先でのけが防止のため、底の厚い靴を履き、軍手等を持参するようにします。

## (3) 訪問方法

- ・安全確保のために訪問は出来るだけ2人で行きましょう。

## (4) 訪問時

- ・居宅内で家具の転倒や家電が落下していて危険がある場合、転倒した家具は起こせるものは起こして、次の余震で倒れにくいよ

うに家具の前面の床との隙間にスリッパ等をはさんでおきましょう。

- ・ガラスが飛散していた場合は、ガラスを取り除き、利用者に注意を促しましょう。

- ・家屋が明らかに傾いて、倒壊の恐れがある時は、避難所への避難を促しましょう。

シーン4 地震発生時から3日が経過。死者は5百人を超え、1万戸の家が全壊、避難所に2万人近くいる状況。

- 電気は復旧しているが水道は断水している状況。
- 事業所の携帯にラインで単身生活をしている精神障害の利用者から連絡が入り、自宅にとどまっているが食料も電気もないという連絡が事業所携帯に入った。
- 高齢の両親と自宅で暮らす重症心身障害の方がいるが避難すると迷惑がかかるからと自宅にずっといるが本人の体調がよくないことが分かった。
- 単身生活を続けている身体障害の利用者からの支援の依頼と後片付けをしたいという依頼が入った。また同時に複数の利用者の家族から自宅で後片付けをしたいので本人の外出ヘルプの依頼が入ってきた。さらに避難所で避難している行動障害の利用者がストレスがたまっているので外出支援をできないかと相談が入った。

シーン4 地震発生時から3日が経過。死者は5百人を超え、1万戸の家が全壊、避難所に2万人近くいる状況。

\* 軒下避難している人で体調が悪そうな人がいたらどうしますか？

\* 利用者から食料がないという連絡が事業所携帯に入ったらどう対応しますか？

\* 様々な依頼が入ってきたら優先順位をどうしますか？

\* 働いている相談員のケアや労働環境の保障をどうしますか？  
(管理者)

# 震災発生後の避難生活での対応に関して

- ・ 定期的に安否確認を実施する
- ・ 避難場所ばかりでなく在宅に留まっている利用者（在宅避難者）の安否確認も重要です。公的避難場所であれば、ある程度、人の目も行き届きますが、避難場所に避難せずに自宅に留まっている利用者の状況が、人知れず悪化していた事例が知られています。被災地内に暮らす人は、みな「被災者」であり、「避難者」であるという認識に立つことが重要です。
- ・ プラン（サービス）の継続及び変更の必要性の確認
- ・ 地域サービスの再建を確認しつつ、サービス利用を再開する
- ・ 心のケア
- ・ 仮住まいの支援
- ・ 生活再建の支援

# 利用者の生活の復旧対応 発災4日目～1ヵ月

- ① 利用者の避難生活支援
- 利用者が継続的に避難生活をする中で、利用者の状況は変化していきます。その変化に対応できるように継続的なモニタリングを実施。生活環境の悪化（ライフラインの途絶、食料・生活品の不足、寒さ、暑さへの適応等）による体調の変化、長引く避難生活へのストレスや今後の生活への不安への不安感増大などが想定する。

# 利用者の生活の復旧対応 発災4日目～1ヵ月

## ② 利用者の仮住まい生活支援

- 仮設住宅や施設（応急期とは別にこの時期にも緊急入所の必要性は発生します）へと住まいを移さざるを得ない被災者へのモニタリングと対応。特に仮設住宅については、①住環境が全く変わる（限られた空間、ユニットバス、結露の発生、寒暖の厳しさ増大等）②住み慣れた地域から離れなければならない場合もある（買い物、医者などへのアクセスが困難、地縁による支援が受けられなくなる等）などの状況によっては、利用者の状況が悪化する事例も発生する恐れがあることを想定する。



災害時に対して平時からどのような検討が必要だと思えますか？

- 事業所として検討が必要な事

- 圏域として検討が必要な事

# 建物設備の確認

- 災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、別エクセルの施設、設備の安全対策チェックリストを作成し、1年に一度点検します。

※ 別添付

設備	確認	結果

場所/対象
建物（柱）
建物（壁）
パソコン
キャビネット
木棚
金庫
浸水による危険性の確認
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか
開口部の防水扉が正常に開閉できるか
暴風による危険性の確認
外壁の留め金具に錆や緩みはないか
屋根材や留め金具にひびや錆はないか

# 建物・設備の安全対策3つのポイント

## ①人が常駐する場所、つまり建物の耐震措置について

- ・ 建築年を確認し、新耐震基準が制定された1981年(昭和56)年以前の建物の場合は、耐震補強を検討しておきましょう。

## ②設備の耐震措置について

- ・ 設備や什器類の転倒・転落・破損等の防止措置を、日ごろから講じておいてください。

## ③水害対策について

- ・ 建物や設備類が浸水する危険性を確認し、対応策を検討してください。

# 災害用備蓄の準備

- 非常時に備え、飲料水、生活用水、利用者の特性に応じ非常食糧、衛生用品、日用品等を備蓄するとともに、別紙の備蓄品リストを作成し、6か月に一度点検します。
- 従業者1人に対し、最低3日分が目安。保管場所は災害被害が及ばない場所に設定します。

(飲料水1日3リットル、食料1日3食、簡易トイレ1日5回分)

備蓄品リスト

## 食料

品名	数量	保管場所	消費期限
飲料水			
ポリタンク			
レトルト食品			
缶詰			
羊羹			
使い捨て容器			

# 災害時各種対策

- 災害が起きて、ライフラインや通信手段が止まった時の対策を検討します。

災害時各種対策

各事業所で話し合っていて決めて書き換えてください。

状況	対応方法
水道が止まった時	トイレは簡易トイレを利用 食器は紙コップや紙皿を利用 ポリタンクを準備
電気が止まった時	
トイレが利用できないとき	プライバシーに配慮した簡易トイレの設置 汚物やゴミの保管場所を決める
飲食の提供	
通信障害が発生し麻痺しているとき	自動車のバッテリーを利用してスマホやパソコンを充電できるようにする WI-FI が利用できない場合に備えてスマホのデザリング契約を結ぶ
システムが利用できないとき	・クラウドサービスを契約してネット上に保管 ・紙ベースの書類も可能な限り電子データに変換して保存する ・避難時に持ち出す重要書類を事前に決めて保管場所を特定しておく

# 利用者個人データ等の保護に向けた安全対策

停電対策	<p>長期間の停電時に向けた対策として、重要な文章類の印刷物での保管や発電機や自動車のバッテリー等を電源として、パソコン機器を動かし、コピー機使用が難しい時には市販のプリンターを活用する。</p> <p>また、関係機関との連絡においては、複数の連絡手段(メール、携帯メール、無線機など)を検討する。</p>
水害対策	<p>事務所の浸水被害に向けた対策として、個人のファイルや電子データなどを水没から守るため、PCやサーバを浸水のおそれのない場所へ速やかに保管しておく。定期的にデータはバックアップをとっておき、いざという時に持ち出す重要書類等をあらかじめ決めておく。</p>

一般社団法人日本介護支援専門員協会「【改訂版】災害対応マニュアル」より

# 地域への移動手段の確保

- 自動車での移動が困難な場合が想定されるため、自転車やバイク等の移動手段を確保しておきます。平時からガソリンなどの燃料補充は半分以下にしないなど、発災時に備えていきます。
- 車両シガーソケットからの電源確保を可能にするなどの対策も行っています。

# BCP 運用のポイント

- BCP は、一度策定すればよいものではありません。策定したBCP を利用者や従業者に説明し理解してもらいましょう。まずは事業所の身の丈にあった計画を策定しましょう。訓練を行ったり、定期的に見直したり、継続的に改善することが大切です。
- 1.利用者や関係機関とのあらかじめの協議
    - 災害時、利用者や関係連絡先との緊急連絡手段(電話等が使えない場合)や、相互の要員応援等について決めておきます。
  - 2.従業者との話し合い
    - 災害時、従業者に安全に行動してもらわなければなりません。従業者が事業所のために駆けつけてくれるかも問題です。
    - 災害時に、経営者はどう行動するつもりか、従業者にどう行動して欲しいか、策定したBCP を基に話し合っておきましょう。
  - 3.継続的な改善
    - 最初から完璧なBCP を目指さない、事業所の身の丈にあった「使えるBCP」が大切です。
    - 訓練や定期的な見直しを通じて、BCP を継続的に改善していくことが大切です。



• 「普段できていることは非常時でもできる。普段できていないことは非常時にはもっとできない。」

• 宮城県ケアマネジャー協会 小湊 純一氏

さいごに

今日の研修を受講しての感想を一人一言ずつ述べて共有しましょう。